

高度障がい保険金のお支払い



お支払い
できる場合

ご加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」により、全身の機能が低下し、**食物の摂取、排泄・排泄の後始末、衣服の着脱・起居・歩行・入浴**のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態**に該当し、かつ**回復の見込みがない**場合

▶約款に定める**終身常に介護を要する状態**に該当するので、高度障がい保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

「**脳梗塞**」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行について、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、**食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合

▶約款に定める**終身常に介護を要する状態**に該当しないため、高度障がい保険金をお支払いできません。



お支払い
できない場合

網膜剥離で左右の矯正視力が0.02以下になったが、**回復の見込みがある**と診断され、治療している場合

▶約款に定める**両眼の視力を全く永久に失ったもの**に該当しないため、高度障がい保険金をお支払いできません。

解説

- 高度障がい保険金は、約款所定の高度障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の高度障がい状態に該当しない場合、または約款所定の高度障がい状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。
- 約款で定める高度障がい状態は、身体障害者福祉法などの認定基準とは異なります。